

許容繰越不足金の算定方法変更に係る取扱い

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

標記につきましてはニュース[No.107](#)、[No.108](#)でもご案内しておりますが、今般、厚生労働省から照会事項に対して一部回答がありましたので概要をご案内致します。

尚、今回の回答内容はDB年金に関する事項となっております。

(厚年基金の場合規約変更は不要ですが、財政決算において当該変更に関し年金数理人の所見を記載して欲しい旨、要請されています。)

概要

- 規約変更は承認認可申請が必要だが決算届出と同時でよい
- 適用日は20年3月末(当該事業年度末)と遡及適用可能

例)この規約は、平成20年7月15日から施行し、平成20年3月末日から適用するものとする。

その他の照会事項については、回答があり次第別途ご案内いたします。

以上